

平成29年度

わ！しながわ魅力発信事業

募集要項



平成29年5月

品川区



「わ！しながわ魅力発信事業（以下「魅力発信事業」という。）では、「わ！しながわ」を合い言葉に、伝統が息づく暮らしと、都心の魅力が共存する品川区の魅力発信につながる区民・団体等の取り組みに経費助成等の支援を行うことで、民間ならではの視点と手法で、「わ！」と驚く様々な品川区の魅力を区内外に発信していただくことを期待するものです。

1. 助成対象者

個人、個人事業主、法人格のある団体（事業者・NPO等）、任意団体

ただし、次の要件のすべてを満たすものとします。なお、所在地は問いません。

※個人以外は、運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、なおかつ、会計処理を適正に行っており、内容を提示できること。

※事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあっては法人都民税または法人道府県民税）を滞納していないこと。

※宗教活動または政治活動を目的としていないこと。

※特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。

※品川区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。

2. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の全てを満たす事業とします。

（1）新たに実施する事業、又は新たな展開（特に情報発信を強化）を図る既存事業（ただし、助成対象は新たな事業展開部分のみとなります。）

（2）ホームページ、ソーシャルメディア等の情報発信ツールや、テレビ、新聞、フリーペーパー、交通広告等の各種メディアを使って、品川区の地域資源の活用や品川区の施策の周知等、品川区の魅力を区内外に広く伝える事業

（3）交付決定後から平成30年2月28日までに完了する事業

※交付決定は8月上旬～中旬の予定ですが、それ以降となる場合もあります。

（4）申請者の責任で、企画、事前準備、実施・運営ができる事業

ただし、上記の条件を満たす事業であっても、次に掲げる事業は対象外とします。

- ① 同様の趣旨、目的で他の制度による助成金等の交付を受ける（又は申請中の）事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 政治活動、宗教活動を目的とする事業
- ④ 法令に違反している事業
- ⑤ その他区長が適当でないと認めるもの

3. 助成金

(1) 助成金は、予算の範囲内で、助成対象経費（税込）の2分の1以内（広告・メディア活用にかかる経費（税込）は3分の2以内）となります。

ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てた額の合計。

（助成限度額：50万円）

(2) 助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費を対象とします。なお、支払ったことを明確に証明できる書類（領収書等）の提出が必要です。

助成対象経費	対象費目	内 容	助成率
魅力発信コンテンツ制作経費	報償費	専門家等への謝礼、出演料等 ※本人に直接支払う経費が対象	助成対象経費の 2分の1以内
	需用費	文具、用紙代等の消耗品購入費（1件2万円以内）、チラシ、ポスター等の印刷代、PRツール作成、資料等製本代等	
	役務費	郵送料、通信運搬費、保険料、放送料、撮影費、システム構築費、翻訳料・原稿料・デザイン料等	
	その他経費	その他区長が必要と認める経費	
広告・メディア活用経費	役務費	広告掲載料、プレスリリース配信等、事業の広報宣伝にかかる経費	助成対象経費の 3分の2以内
	その他経費	その他区長が必要と認める経費	

- (3) 助成対象経費は平成29年度中の支出に限り、次に掲げる経費は対象としません。
- ① 「助成金」交付決定日以前の経費
 - ② 「助成事業者」の事務所等の維持経費、構成員の人物費や謝礼等の経常的経費
 - ③ 1件2万円以上の備品購入費、財産取得等
 - ④ 構成員等の会議、交流等での飲食費、土産等購入費、その他食糧費全般
 - ⑤ 店舗等が発行するポイントで購入した経費
 - ⑥ 領収書等に支出内訳が記載されていない等、当該事業の支出と明らかにできない経費
 - ⑦ 上記【助成対象経費】に定める項目のうち、助成することが適当と認められない経費

4. 助成金以外の支援

採択された魅力発信事業は、助成金以外に、次の支援が受けられます。

- (1) 採択事業で作成するポスター、チラシ、看板等に「わ！しながわ魅力発信事業」の表記ができます。
- (2) 区ホームページ、ツイッターなど、区の広報媒体を使った事業広報等のPR支援を行います。

5. 事業の対象期間

助成金交付決定日（8月上旬～中旬の予定）～平成30年2月28日

6. 申請手続き

(1) 申請書類

申請期限内に次の①～⑥の書類を提出してください。

- ① わ！しながわ魅力発信事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ②事業実施計画書（第1号様式 別紙1）
- ③事業収支予算書（第1号様式 別紙2）
- ④申請者概要書（第1号様式 別紙3）
(概要書の添付資料)

●事業者、NPO、団体等：設立趣意書、定款、会則等

個人：住民票の写し

●納税証明書（事業税、住民税）

●役員（会員）名簿 ※

●申請者の直近1か年の決算報告書その他財務状況がわかる資料※

※印の資料は、事業者、NPO、団体等のみ添付してください。

⑤その他申請者の概要が分かる資料（会社概要、パンフレットなど）

⑥見積書の写し（様式任意）…経費積算の内容・項目が分かる見積書

●1件あたり10万円以上（税込）の発注を予定している場合は、必ず、2社以上の見積もり書を取得し、申請書に添付してください。

なお、①～④の申請書の様式は、品川区ホームページからダウンロードできます。

区ホームページ⇒「区政情報」⇒「わ！しながわ | 品川区シティプロモーション」⇒

「わ！しながわ魅力発信事業 募集」

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029100/hpg000029089.htm>

●提出いただいた申請書は、お返しえできません。また、申請期限後の提出書類の差し替え、および再提出はできません。

●申請書に記載の内容に不明な点等がある場合は、確認させていただくことがあります。

●必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。

●事業に関わる諸手続きは、申請者においてご確認ください。

●申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

（2）申請期限および申請方法

申請期限	平成29年6月30日（金）午後5時まで
申請方法	<ul style="list-style-type: none">●持参のみ●持参する日時は、事前に電話で予約をお願いします。●予約できる日時は、申請期間の午前9時から午後5時まで。 (正午から午後1時、土曜・日曜・祝日を除く)
申請場所	品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎5階
電話番号	広報広聴課シティプロモーション担当 電話03-5742-6043

7. 審査・選考の方法

(1) 申請された事業は、以下の審査基準に基づいて審査委員会等が審査を行い、その結果をもとに区長が決定します。なお、審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。また、審査委員の氏名等は公表しません。

＜審査基準の視点＞

評価項目	評価の視点
シティプロモーションとの関係性	<ul style="list-style-type: none">●事業の中で、品川区のPRにつながる割合が高いか。●品川区の魅力を区内外に印象付けられる工夫があるか。●「わ！しながわ」のロゴマークとキャッチコピーを活用し、発信する提案があるか。
情報発信力	<ul style="list-style-type: none">●区外在住者からも関心を持たれるような発信力があるか。●多くの人に伝えられる媒体、コミュニティを持っているか。 (例：フリーペーパー、SNSのファン数・フォロワー数等)●若い世代を中心に幅広い世代からの興味、関心を得られるか。●情報発信ツールや各種メディアを活用した発信力があるか。
実行性	収支見込みが明確か。実施体制や実施能力は十分か。
地域性	地域への波及効果が期待できるか。
事業継続性	事業が継続され、かつ発展していくことが期待できるか。

＜使用できる「わ！しながわ」ロゴマーク＞



基本形

(単色もあり)



メガホン



虫メガネ



ポインター

わ！しながわ

わ！



しな
が
わ

ロゴマークは区ホームページから自由にダウンロードできます。

(2) 採択・不採択の結果は郵送で通知します。なお、採択の決定にあたって、条件が付く場合があります。

8. 採択事業の公表

- ・採択事業の概要、事業者名、実施成果物などを区ホームページ等で公表します。また、品川区シティプロモーションの成果を示す各種記録物、報告書にも掲載する場合があります。

9. 採択事業の開始

- ・助成金交付決定の日をもって、魅力発信事業の開始となります。
- ・事業の進捗状況を確認するために、適宜事業の進捗を報告いただきます。また、必要な調査を行うことや、書類の提出を求める場合があります。
- ・事業完了後、事業の実施過程および結果が確認できる成果物や記録写真等を提出していただきますので、確実に保管してください。
- ・助成金の収支、領収書等の使途がわかる書類等は助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

●次の場合は、「わ！しながわ魅力発信事業助成金変更（廃止）申請書」（第4号様式）を提出していただきます。

- ・魅力発信事業の経費の配分または内容を変更しようとするとき（軽微なものは除く。）
- ・魅力発信事業を廃止しようとするとき。

※事業の根幹に関わるような大幅な変更の場合、認められない場合がありますので、ご注意ください。

10. 実績報告

魅力発信事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（第6号様式）および次の添付書類を提出していただきます。

- ・事業報告書（第6号様式 別紙1）
- ・収支決算書（第6号様式 別紙2）
- ・助成対象経費の支払いを証する書類の写し
- ・魅力発信事業の実施が確認できる記録物
- ・その他区長が必要と認める書類

11. 助成金額の確定と請求（交付）

- ・実績報告書に基づき、区で交付する助成金を確定し、助成金確定通知書により通知します。
- ・請求は、通知書を受領した日から7日以内に、助成金交付申請書（第8号様式）に助成金確定通知書の写しを添付して提出いただきます。

※補助金確定額は、助成対象経費の支出結果（支払書類等により確認）によっては、交付決定額より減額となる場合があります。

12. スケジュール概要

●募 集：5月22日（月）～6月30日（金）午後5時

●事 前 相 談：募集期間中の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時及び土曜・日曜・祝日を除く）

なお、事前に電話で予約をお願いします。

●審 査 会：7月中旬～下旬頃※

●交 付 決 定：8月上旬～中旬頃※

※時期は予定です。

13. その他の注意事項

- ◆助成金の交付については、「わ！しながわ魅力発信事業助成金交付要綱」および「品川区補助金等交付規則」の定めによります。
- ◆次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部取り消すものとします。既に助成金の全部または一部が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。
 - 上記要綱および規則ならびに法令等に違反したとき
 - 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - 助成金を魅力発信事業以外の用途に使用したとき
 - 魅力発信事業において、他の制度により重複して助成金等の交付を受けたとき
 - 魅力発信事業の申請内容と実施結果が著しく異なる時
 - その他区長が不適当と認めるとき
- ◆魅力発信事業の実施にあたって個人情報の取り扱いが発生する場合、助成事業者に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求めることができます。

14. 問い合わせ先

申請に関してご不明な点等は、お気軽にお問い合わせください。

なお、区役所までお越しの際は、事前にご連絡ください。

品川区企画部広報広聴課 シティプロモーション担当

住 所：〒140-8715 品川区広町2-1-36

電 話：03-5742-6043（直通）

F A X：03-5742-6870



わ!あたらしい。**わ!**なつかしい。

古くから交通の拠点として栄え、あたたかな人情を育んできた品川。

いまも日本と世界をつなぐ表玄関として、

終わることのない進化を続けています。

伝統が息づく暮らしと、都心の魅力が共存するこの街。

わ!とおどろく**しながわ**の素顔を、もっと多くの人に知ってほしいから。

わ!**しながわ**を合い言葉に、

とっておきの品川を発信していきます。



あなたの**わ!****しながわ**と出会ってください。

品川区